令和7年
10月1日
から
事務所の

# 窓口 電話 の 受付時間を 午前８時半～午後４時半に 変更します。

**（ただし正午～午後１時の間のごみ及び資源物の受付はできません）**

働き方改革の一環として以下の取り組みを開始します。
ご理解いただきますようお願いいたします。

| | | |
|---|---|---|
| 開始時期 | 令和7年10月1日～ | ※令和7年9月30日までは、午前8時半から午後5時15分までとなります。 |
| 対象施設 | ●松阪市リサイクルセンター ●松阪市クリーンセンター<br>●松阪市一般廃棄物最終処分場 | |
| 開館時間<br>窓口受付時間<br>電話受付時間 | **午前8時半～午後4時半**<br>受付時間外における緊急のご用件の場合は、当直の電話(TEL:53-4100)でお伺いします。※受付時間終了後の電話は当直にて順次承ることとなりますが、すぐにつながらない場合は時間をおいて改めておかけ直しください。 | |
| | 解錠 午前8時半 | 対象施設の正面出入口は午前8時半に解錠します。それまで入館いただくことができませんのでご了承ください。 |
| | 施錠 午後4時半 | 対象施設の正面出入口は午後４時半に施錠します。この時刻以降の退館は、職員にお声がけください。 |

**※ごみ及び資源物の持ち込みの受付時間は従来どおり**
**午前８時半～正午**
**午後１時　～午後４時半　となります。**

くわしくは
こちらから

最新の情報は市ホームページでご確認ください▶▶▶▶▶▶

【問】職員課　☎53-4331　FAX 26-4030　｜　市政改革課　☎53-4363　FAX 25-0825